



公共下水道の処理区域が拡大されました

平成28年度の下水道管きょ埋設工事が完了し、供用開始区域(下水道が使える区域)が拡大されました。

新たに供用開始となった区域は、古河地区は松並二丁目の一部、旭町二丁目の一部、古河の一部、坂間の一部、長谷町の一部、古河駅東部土地区画整理事業地内の一部。総和地区は大堤の一部、関戸の一部、女沼の一部、上辺見の一部。三和地区は諸川の一部、仁連の一部、山田の一部です。主な供用開始区域は下図のとおりです(詳細な箇所は下水道整備課で確認してください)。

■供用開始区域内の皆さんへ

市では、生活排水による生活環境の悪化や河川等の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備を進めています。公共下水道の整備には多くの建設費が投入されていますが、これが使用されなければ意味のない施設になってしまいます。供用開始となった区域の皆さんには、生活環境の向上、河川等の水質保全のため、建設された公共下水道

に速やかに接続されますようお願いいたします。

■供用開始区域になると

区域内の皆さんには、3年以内に汲み取りトイレから水洗トイレに改造する義務や、生活排水を流す排水設備工事を実施して公共下水道に接続する義務が生じます。

また、既存家屋を増改築する際や新築する場合も、公共下水道の使用が義務付けられます。

■公共下水道への接続工事は必ず指定工事店で

宅地内の排水設備工事を行う場合は、排水設備主任技術者の資格を持った業者であると同時に、市の指定を受けた工事店でなければ工事を行うことはできません。

排水設備工事を実施する際は、必ず指定工事店に依頼してください。

問 ☎下水道整備課 ☎76-1511

